

公有財産売却業務（〇〇）委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と【選定事業者】（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和6年度公有財産売却業務（〇〇）委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

（委託業務の場所）

第3条 この委託業務の場所は、静岡県〇部地域とする。

（専任の依頼）

第4条 甲は、別添対象物件一覧に記載する物件（以下「対象物件」という。）の売買の媒介を乙以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼しないものとする。

（対象物件の変更）

第5条 乙は、甲からの申し出がある場合、可能な限り対象物件及び業務内容の変更に応じるものとする。

（委託費）

第6条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、売却業務に係る費用（以下「成功報酬」という。）、調査業務に係る費用（以下「調査料」という。）及び管理業務に係る費用（以下「管理費」という。）を支払うものとする。

2 成功報酬及び調査料は、対象物件ごとに、甲が定める入札時の予定価格を次表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、乙が調査業務を行わずに対象物件を売却した場合は、次項に掲げる額を除くものとする。

予定価格区分	委託料割合（税込み）
200万円以下の金額	100分の〇.〇〇
200万円を超える金額	100分の〇.〇〇
400万円を超える金額	100分の〇.〇〇

3 調査料は、1対象物件当たり55,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、乙が調査業務を行った委託期間内に、当該対象物件の売買を媒介した場合は、当該調査料は、前項の成功報酬に含まれるものとする。

4 管理費は、1対象物件当たり55,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、対象となる物件は、前年度からの継続物件で、当年度も売却ができなかった場合に限る。

5 第2項の規定にかかわらず、入札不調後に乙が対象物件を買い受ける場合は、成功報酬を支

扱わないものとする。

6 委託費は、〇〇〇円（税込み）を限度とする。

（支払方法）

第7条 乙は、成功報酬は対象物件ごとに第16条第1項による通知を受けた後に、調査料は第16条第2項による通知を受けた後に、管理費は第16条第3項による通知を受けた後に、要領に定める請求書により委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（自ら発見した相手方と契約しようとする場合の通知）

第8条 甲は、委託期間内に自ら発見した相手方と対象物件の売買契約を締結しようとするときは、乙に対して、その旨を通知しなければならない。

（実費相当分の請求）

第9条 委託期間内において、甲が自ら発見した相手方と対象物件の売買契約を締結したとき、又は、甲が対象物件の売却を取りやめたときは、乙は、甲に対して、当該対象物件に係る調査料及び売却業務のために要した実費を、甲の承認を受けて請求することができる。

（業務内容の変更）

第10条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第12条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、文書をもって通知することにより、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 本契約の締結又は履行について、乙又はその従業員に不正の行為があったとき。
- (3) 甲において、乙が本契約を履行することができないと認めたとき。
- (4) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (5) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者

をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等供給若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(7) 前各号に掲げるもののほか、本契約の条項に違反したとき。

(損害賠償責任)

第13条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(業務上の届出等)

第14条 乙は、委託業務を施行するに当たっては、甲に次に掲げる届出等を行わなければならぬ。

(1) 委託業務実施計画書の提出

乙は、この契約の締結後速やかに要領に定める委託業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(2) 委託業務実績報告書の提出

ア 売却業務

乙は、対象物件の売買契約が成立し、甲により売買代金の納入が確認されたときは、速やかに要領に定める委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

イ 調査業務

乙は、調査業務を行った対象物件について、売買契約成否の状況及び調査業務の実績の状況を要領に定める一覧表様式にとりまとめ、委託期間終了の10日前までに甲に提出しなければならない。

ウ 管理業務

乙は、前年度からの継続物件で、当年度売却できなかった対象物件について管理業務を行っている場合は、管理業務の実績の状況を要領に定める一覧表様式にとりまとめ、委託期間終了の10日前までに甲に提出しなければならない。

エ 総括

乙は、全ての対象物件における業務の実績の状況を要領に定める一覧表様式にとりまとめ、委託期間終了の10日前までに甲に提出しなければならない。

(3) 業務責任者の届出

乙は、本契約の締結後速やかに、甲に担当者及び業務責任者を届け出なければならない。

(処理状況の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託費の額の確定)

第16条 甲は、第14条第2号アの規定により、乙から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、成功報酬の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 売買契約が成立しなかった対象物件の調査料及び甲が調査業務のみを依頼した場合の調査料については、甲は、第14条第2号イの規定により、乙から一覧表様式の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、調査料として別に支払うべき額を一括して確定し、乙に対して通知するものとする。
- 3 前年度からの継続物件で、当年度も売却できなかった物件の管理業務を行った場合の管理費については、甲は、第14条第2号ウの規定により、乙から一覧表様式の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、管理費として別に支払うべき額を一括して確定し、乙に対して通知するものとする。

(管理義務)

第17条 乙は、委託業務着手から完了に至るまで、その委託業務全体の管理及び使用人等の行為について、全ての責任を負わなければならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を再委託した場合も再委託先を指導・管理する。ただし、甲が、不適切であると判断した場合には、乙に対して指導するものとする。

(媒介報酬の徴収制限)

第18条 乙は、一般競争入札により売買が成立した場合は、対象物件の買受人から媒介報酬を徴してはならない。ただし、入札不調後、乙が買受人を探索し売買契約が成立した場合は、乙と買受人との協議等により媒介報酬を徴することを妨げないものとする。

(対象財産の買受等の制限)

第19条 乙又はその従業員は、対象物件の一般競争入札に参加することを禁止する。ただし、入札不調後、随意契約売却の対象となった物件は、乙又はその従業員も購入できるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(業務従事者の心得)

第22条 乙は、委託業務に従事する者に対し、次の事項に留意するよう指導しなければならない。

- (1) 業務責任者は、全ての従事者の指揮及び監督をする者とする。
- (2) 業務責任者は、甲から指示のあった内容について、速やかにその指示に従うものとする。

- (3) 粗暴な言動は厳に慎むこと。
- (4) 対象物件の異常等に気づいたときは、直ちに甲に通報するものとする。
- (5) 委託業務中は、その所属する会社等の制服及び名札を着用するとともに、常に身だしなみに留意しなければならない。

(著作権の帰属)

第23条 この契約に基づき作成された物件調書等の成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。

(合意管轄)

第24条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第25条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(規則等の遵守)

第26条 この契約に定めるもののほか、契約履行に当たっては、静岡県財務規則（昭和39年規則第13号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所 静岡市葵区追手町9番6号

氏名 静岡県知事 川勝 平太 印

(乙) 住所

氏名 印